

第100期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月29日（火曜日）
午前10時 受付開始：午前9時

場所 福岡市中央区大名二丁目12番1号
当行本店7階会議室

新型コロナウイルスの感染が懸念されておりますので、当日のご来場に関しては、集団感染回避のため自粛をご検討いただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

※接触リスク軽減のため、お土産の配布を取り止めさせていただきます。

目次

第100期定時株主総会招集ご通知	1
第100期事業報告	5
計算書類	24
監査報告書	26
株主総会参考書類	30
第1号議案 剰余金の処分の件	30
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	31
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	37

証券コード 8540
2021年6月7日

株 主 各 位

福岡市中央区大名二丁目12番1号
株式会社福岡中央銀行
取締役頭取 古村 至朗

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染症拡大防止の観点から、株主様の健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネットでの事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
- 2 場 所 福岡市中央区大名二丁目12番1号
当行本店7階会議室
- 3 目的事項
報告事項 第100期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類の
内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

開催日時 2021年6月29日（火曜日）
午前10時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご郵送ください。
なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットによる議決権行使をされる場合

後記（3頁～4頁）の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）
午後5時45分まで



◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

－ 議決権行使期限 －
2021年6月28日（月）
午後5時45分まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。



1. QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙の右下に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択。



画面の案内に従って
行使完了です。

2回目以降のログイン
の際は…

右頁に記載のご案内に従って
ログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットにより議決権行使をされる場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
(ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

以上

(添付書類)

第100期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当行は福岡県内を営業地盤とする地域金融機関として、預金・貸出業務を中心に、内国為替業務、日本銀行代理店等の代理業務、国債等公共債・証券投資信託・保険商品の窓口販売等を行い、地域のお客さまのニーズに沿った金融サービスを提供しております。

[金融経済環境]

2020年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症という非常に大きなショックに襲われました。年度後半は、経済活動の再開や政府による大規模な経済対策の効果にも支えられ基調としては持ち直していますが、引き続き厳しい状態にあります。

国内金融市場では、日本銀行の金融緩和政策のもとで、長短金利ともに極めて低い水準で推移しました。また、株式市場では、年度初めに18千円台であった日経平均株価はワクチン普及等によるグローバルな景気回復への期待等から大幅に上昇し、2月には約30年ぶりに30千円台をつけ、29千円台で取引を終えています。

福岡県経済も、持ち直しの動きがみられるものの、本年入り後は、感染症再拡大の影響から、飲食や宿泊等対面型サービスにおいて下押し圧力が強まっています。

[事業の経過及び成果]

このような金融経済環境のなか、当年度は、2018年度から2020年度までの3年間で計画期間とする第11次中期経営計画の最終年度として、顧客本位の金融サービスの更なる進化に向けて各施策に積極的に取り組みました。なかでも、新型コロナウイルス感染症の拡大により多大な影響を受けているお客さまのサポートに尽力し、金融サービスの円滑な提供により地域経済を支えてまいりました。

この間、営業店の効率化や営業力の強化を狙いとして2か所の出張所を母店内に店舗内店舗方式で移転しました。また、経営支援クラウドサービス「Fukuoka Big Advance」の導入やWEB完結型ローンの取扱いなど、非対面チャネルの充実を図り、当行の強みである「フェースツーフェース」の対面営業との最適な組み合わせによりお客さまの多様なニーズに応えてまいりました。

このような活動により、当年度につきましては、次のような成果を収めることができました。

業容面では、預金等（譲渡性預金を含む）の期末残高は、前期末比435億66百万円増加し、5,053億46百万円となりました。また、公共債、投資信託及び保険の預り資産残高は、前期末比18億60百万円増加し、425億74百万円となりました。貸出金の期末残高は、前期末比409億61百万円増加し、4,284億41百万円となりました。有価証券の期末残高は、前期末比138億17百万円増加し、911億50百万円となりました。

損益面では、経常利益は、前年度比2億16百万円増加し7億98百万円、当期純利益は、前年度比25百万円減少し5億19百万円となりました。

【対処すべき課題】

2021年度のがが国の景気は、新型コロナウイルス感染症による経済への下押し圧力が継続し、金融緩和の長期化や人口減少・少子高齢化など、厳しい経営環境が続くとみられます。また、急速なデジタルイノベーションや異業種の参入などにより、競争は一層激化しています。こうしたなか、金融機関には、時代に即した変革が求められ、SDGs達成への貢献など社会的役割も期待されています。

一方、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお取引先への資金繰り支援を役職員が一致協力して全力で取り組んでまいりましたように、中小企業専門金融機関として地域社会の持続的な発展に貢献していくことが、いかなる環境下にあっても変わらない当行の使命であると認識しています。

こうした環境認識のもと、当行は、2021年4月から2024年3月を計画期間とする第12次中期経営計画「BEST!～ひとりひとりのべ

ストを大きな力に～」をスタートさせました。「福岡県内を営業地盤に中小企業専門金融機関としての使命と役割に徹し、地域社会とともに発展する」との経営理念のもと、「地域になくてはならない銀行」を長期ビジョンとしています。基本コンセプトには、「顧客本位の営業スタイルの進化」と「収益基盤の強化」を掲げ、Ⅰ構造改革、Ⅱチャンネル戦略、Ⅲ人材・組織戦略の3つの基本方針のもと、7つの重点施策の実現に向けて、弛まぬ変革に取り組みつつ、ポテンシャルの高い福岡の優位性を活かし、地域のお客さまの課題解決にベストを尽くしてまいります。

今後とも、お客さま、株主の皆さま、地域社会の方々などの期待にお応えできるよう役職員一同最大限の努力を尽くす所存です。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	457,001	462,064	459,950	505,196
定期性預金	272,416	269,679	263,720	256,976
その他	184,584	192,385	196,230	248,220
貸 出 金	374,446	376,420	387,480	428,441
個人向け	84,493	84,275	79,421	77,447
中小企業向け	260,714	264,002	270,605	317,946
その他	29,238	28,142	37,452	33,047
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	90,488	83,810	77,333	91,150
国 債	43,448	42,953	32,365	32,886
その他	47,040	40,857	44,968	58,263
総 資 産	523,609	530,093	516,793	574,504
内 国 為 替 取 扱 高	1,221,875	1,223,750	1,156,371	1,132,091
外 国 為 替 取 扱 高	24百万ドル	13百万ドル	18百万ドル	7百万ドル
経 常 利 益	1,311	790	582	798
当 期 純 利 益	868	479	544	519
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	320円46銭	176円94銭	199円74銭	172円47銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸出金のうち中小企業向けの欄は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に対する貸出を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額等を控除した金額を、自己株式数を控除した期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	473人
平均年齢	40年5月
平均勤続年数	17年9月
平均給与月額	330千円

- (注) 1. 使用人数には、執行役員、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末	
福岡県	店 41	うち出張所 (2)
合計	41	(2)

- (注) 1. 当年度において、店舗内店舗方式により、室見駅前出張所を西新支店内に、大利支店をひまわり台出張所内に移転いたしました。
2. 上記41カ店には店舗内店舗方式により移転した大利支店及び室見駅前出張所を含んでいるため、店舗の拠点数としては39カ店となっております。
3. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を15カ所設置しております。

□ 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	316
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

- 重要な設備の新設等
該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

該当ありません。

重要な業務提携の概況

- ①第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ②第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ③第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ④ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。
- ⑤株式会社セブン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(2020年度末現在)

氏名	地位及び担当		重要な兼職	その他
古村至朗	取締役頭取 (代表取締役)	監査部担当		
石塚昭二	専務取締役 (代表取締役)	融資統括部・人事総務部 担当兼北九州本部長		
布施圭一郎	常務取締役	総合企画部・事務部・顧客相談室・ 国際証券部（現：市場営業部）担当		
山下知成	常務取締役	営業統括部・ビジネスサポート部担当		
倉富純男	取締役 (社外取締役・非常勤)		西日本鉄道株 代表取締役社長執行役員	
草場勇次	取締役 監査等委員			
林田スマ (本名 平田スマ)	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)		公益財団法人 大野城まどかびあ館長	
行正晴實	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)		公認会計士	
神武章太	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)		西部瓦斯株 取締役常務執行役員	

- (注) 1. 取締役倉富純男氏、林田スマ氏、行正晴實氏及び神武章太氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 倉富純男氏、林田スマ氏、行正晴實氏及び神武章太氏は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役監査等委員草場勇次は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うことで、監査等委員会の職務執行を円滑にするためです。
4. 取締役監査等委員行正晴實氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

- ① 取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行の役員報酬制度は、「地域の中小・零細事業者を主たる顧客として金融仲介機能を安定的かつ円滑に提供する」という当行のコアとなるビジネスモデルを反映した「銀行経営を担うに相応しい人材を確保・維持できる金額水準であること」「当行の中・長期的な企業価値の維持・向上に向けた経営意識を高めるものであること」「企業業績及び従業員の給与水準と比較して納得性が高い水準であること」を基本方針とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位ごとの職責を踏まえた適正な水準としております。

当行は、その基本方針の下で、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて当行の業績及び従業員給与の水準も踏まえ、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、取締役会決議によって決定しております。

また、非金銭報酬として、当行株式を付与する株式報酬制度を設けております。当行の中・長期的な企業価値の維持・向上に向けた経営意識を高めることを目的としており、具体的には、信託型株式報酬制度（B I P 信託）を採用しており、株主総会で承認された上限額の範囲内で信託が当行株式を取得し、取締役会決議により決定した役位に応じたポイントを各事業年度ごとに各取締役に付与し、各取締役は、退任時に自己の累積ポイント数に相当する数の当行株式等の交付等を本信託から受けることとしております。

各取締役における報酬等の種類ごとの割合は以下の割合を目安としております。

	基本報酬 (金銭報酬)	非金銭報酬等 (株式報酬)	合 計
会長・頭取	80～90%	10～20%	100%
専務取締役	82～90%	10～18%	
常務取締役	83～90%	10～17%	
取 締 役	85～92%	8～15%	

なお、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとし、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は監査等委員である取締役の協議によって定めております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (金銭報酬)	業績連動 報酬等	非金銭報酬等 (株式報酬)
取締役（監査等委員を除く。）	5名	113	102	—	11
取締役（監査等委員）	4名	31	31	—	—
計	9名	145	133	—	11

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議に基づき、報酬限度額（月額）を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15百万円以内（うち社外取締役1百万円以内）、監査等委員である取締役は4百万円以内としております。なお、当決議は取締役（監査等委員を除く。）5名（うち社外取締役1名）、監査等委員4名（うち社外取締役3名）に係るものです。
3. 当行は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議により、当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員を対象に、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、株式報酬制度を導入いたしました。上記非金銭報酬等は本制度に基づき当事業年度中に付与された株式交付ポイントに係る計上額です。なお、当決議は取締役4名に係るものです。
4. 上記報酬等には、社外役員に対する報酬等17百万円を含んでおります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
倉 富 純 男 林 田 ス マ 行 正 晴 實 神 武 章 太	会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、保険料は全額会社負担としております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
倉 富 純 男 (取 締 役)	西日本鉄道(株) 代表取締役社長執行役員
林 田 ス マ (取締役監査等委員)	公益財団法人 大野城まどかぴあ館長
行 正 晴 實 (取締役監査等委員)	公認会計士
神 武 章 太 (取締役監査等委員)	西部瓦斯(株) 取締役常務執行役員

(注) 当行と上記の兼職先等との間に特別の関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
倉 富 純 男 (取 締 役)	6年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会12回のうち9回出席	経験豊富な地場企業の経営者の 観点から議案・審議等に必要 な発言を適宜行っております。
林 田 ス マ (取締役監査等委員)	1年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会12回のうち12回出席 監査等委員会14回のうち14回出席	アナウンサーとして培われた豊 富な経験による意見や女性目線 の提案等、議案・審議等に必要 な発言を適宜行っております。
行 正 晴 實 (取締役監査等委員)	1年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会12回のうち12回出席 監査等委員会14回のうち14回出席	主に公認会計士としての専門的 見地から、必要に応じ適宜発言 を行っております。
神 武 章 太 (取締役監査等委員)	1年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会12回のうち10回出席 監査等委員会14回のうち12回出席	地場企業の取締役としての経験 や見識による意見等、議案・審 議等に必要の発言を適宜行っ ております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	17	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	
	普通株式	8,000千株
	第1回A種優先株式	1,000千株
	第2回A種優先株式	1,000千株
	発行済株式の総数	
	普通株式	2,737千株
	第1回A種優先株式	300千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 定款で定める発行可能株式総数は8,000千株であり、上記の発行可能株式総数の合計とは一致いたしません。

(2) 当年度末株主数	普通株式	1,647名
	第1回A種優先株式	79名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福岡銀行	402千株	14.75%
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	211	7.75
福岡中央銀行行員持株会	204	7.49
株式会社西日本シティ銀行	151	5.57
株式会社宮崎太陽銀行	133	4.89
西部瓦斯株式会社	133	4.88
西日本鉄道株式会社	124	4.56
株式会社豊和銀行	114	4.18
株式会社南日本銀行	111	4.07
学校法人帝京大学	64	2.38

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 4. 自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式18千株は含まれておりません。

第1回A種優先株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福岡銀行	30千株	10.00%
九建架線工事株式会社	20	6.66
大高建設株式会社	15	5.00
株式会社サニクリーン九州	15	5.00
株式会社沖縄海邦銀行	10	3.33
九州総合信用株式会社	10	3.33
西部瓦斯株式会社	10	3.33
西日本鉄道株式会社	10	3.33
松田都市開発株式会社	10	3.33
株式会社ユー・エス・イー	9	3.00

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井 真 弓 指定有限責任社員 宮 川 宏	33	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当該事業年度に係る報酬等は、公認会計士法第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）に基づくものであります。なお、上記以外の報酬等は該当ありません。
3. 当行監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスガイドブックをはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令・定款及び当行の行内規定を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総合企画部が、全行のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。監査部は、総合企画部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として総合企画部長を窓口にする内部通報制度及び顧問弁護士を窓口にする外部通報制度を設置する。コンプライアンスの重要な問題を審議し、取締役会に答申するコンプライアンス委員会を設置する。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断及び被害防止のための体制整備に努める。

財務報告の適正性を確保するために、財務報告に係る内部統制を整備・運用、評価するための規定を定め、財務報告の信頼性確保を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規定により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当行全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。各部署ごとのリスク管理の状況を、総合企画部が統括し監査部が監査を行い、その結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。リスク管理の重要な問題を審議し、取締役会に答申するリスク管理委員会を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

行内規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会はその職務の執行に必要な場合は、監査部員に監査等委員会の職務の遂行の補助を委嘱することができるものとする。

(6) 前号の使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の前号の使用人の人事異動や人事考課等については、予め監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、当該使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保する。また、当該使用人は専ら監査等委員会の指示に基づき監査等委員会の職務の執行を補助するものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員を除く。）、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容をすみやかに報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の定めに基づき、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査等委員会が判断する場合は別途）設けるとともに代表取締役、監査法人とそれぞれの間で定期的に意見交換会を開催する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当行では、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。

当行は、リスク管理とコンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置、開催するとともに、その徹底を図るべく全役職員が一丸となって取り組んでおります。

コンプライアンス統括部署の総合企画部を中心に、関係各部と連携して法令やルールに則った業務処理がなされているかをチェックする体制を整備するとともに、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し具体的計画の実践に向け諸活動を展開しております。さらに、関係各部・営業店にはコンプライアンス責任者・担当者を配置してコンプライアンスの徹底状況をモニタリングするとともに、コンプライアンスガイドブックに基づく職場研修や啓蒙活動を通してより高い自己規律や自己責任の企業倫理の構築に努めております。

また、当行では独立した内部監査部門である監査部が、業務遂行状況等について監査を実施し、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規定等との整合性ならびにその有効性を検証しております。

監査等委員会は監査部や会計監査人と緊密な連携をとりながら、内部統制システムが適切に構築され運用されているかを監査しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

第100期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	37,241	預金	505,196
現金	5,393	当座預金	13,906
預け	31,848	普通預金	230,960
有価証券	91,150	貯蓄預金	410
国債	32,886	通知預金	1,618
地方債	7,952	定期預金	253,217
社債	22,896	その他預金	3,758
株式	8,390	譲渡性の預金	1,324
その他の証券	19,024	債券取引受入担保金	150
貸出金	428,441	借入金	10,061
割引手形	3,526	その他負債	23,000
手形貸付	16,100	未払法人税等	3,154
証書貸付	385,831	未払費用	172
当座貸越	22,984	前払受取	631
外国為替	795	給付補填備	269
外国他店預け	795	り入金	0
その他の資産	4,818	資産除却負債	9
未収収益	347	その他の負債	10
その他の資産	4,470	役員株式給付引当金	2,060
有形固定資産	13,431	睡眠預金払戻損失引当金	32
建物	2,731	再評価に係る繰延税金負債	80
土地	10,256	支払承諾	1,847
リース資産	8	負債の部合計	246
その他の有形固定資産	434		543,771
無形固定資産	557	(純資産の部)	
ソフトウェア	540	資本剰余金	4,000
その他の無形固定資産	17	資本準備金	2,703
前払年金費用	1,819	利益剰余金	18,277
繰延税金資産	37	利益準備金	1,396
支払承諾見返	246	その他利益剰余金	16,881
貸倒引当金	△4,036	固定資産圧縮積立金	516
資産の部合計	574,504	別途積立金	15,625
		繰越利益剰余金	740
		自己株	△128
		株主資本合計	24,853
		その他有価証券評価差額金	1,696
		土地再評価差額金	4,183
		評価・換算差額等合計	5,880
		純資産の部合計	30,733
		負債及び純資産の部合計	574,504

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第100期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		9,377
資	金 運 用 収 益	7,764	
	貸 出 金 利 息 利 当	6,802	
	有 価 証 券 金 息 配 利	905	
	預 け の 他 の 受 入 利	56	
役	務 の 取 引 等 収 益	0	
	受 入 の 他 の 業 務 手 数 収 益	971	
	そ の 他 の 業 務 手 数 収 益	335	
そ	の 他 の 業 務 手 数 収 益	636	
	外 国 為 替 売 買 益	18	
	商 品 有 価 証 券 売 買 益	1	
	国 債 等 債 券 売 却 益	0	
そ	の 他 の 業 務 手 数 収 益	16	
	株 式 等 の 経 常 収 益	623	
	そ の 他 の 経 常 収 益	542	
経	常 費 用	81	
資	金 調 達 費 用	168	
	預 讓 渡 金 性 預 金 利 息	167	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利	0	
	借 用 取 引 金 利	0	
役	務 の 取 引 等 費 用	875	
	支 払 の 他 の 業 務 手 数 費 用	66	
そ	の 他 の 業 務 手 数 費 用	808	
	国 債 等 債 券 償 還 費 用	11	
営	所 の 他 の 業 務 手 数 費 用	6,756	
	貸 倒 引 当 金 繰 入	768	
	株 式 等 の 経 常 収 益	273	
	そ の 他 の 経 常 収 益	270	
	株 式 等 の 経 常 収 益	21	
	そ の 他 の 経 常 収 益	202	
経	特 別 利 益	202	
特	別 利 益	798	
	固 定 資 産 処 分 益	198	
	固 定 資 産 処 分 損 失	184	
	減 損 損 失	7	
	引 前 当 期 純 利 益	176	
税	引 前 当 期 純 利 益	811	
法	人 税、 住 民 税 等 純 利 益	219	
法	人 税、 住 民 税 等 純 利 益	72	
当	期 純 利 益	292	
	引 前 当 期 純 利 益	519	

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 福岡中央銀行
取締役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 川 宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福岡中央銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- 一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社 福岡中央銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 草場 勇次 ㊟

監査等委員 林田 スマ ㊟
(本名 平田スマ)

監査等委員 行正 晴實 ㊟

監査等委員 神武 章太 ㊟

(注) 監査等委員林田スマ、行正晴實及び神武章太は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、長期的、安定的な配当の継続を基本方針としながら、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円

総額 68,149,025円

当行第1回A種優先株式1株につき金87円50銭

総額 26,250,000円

第1回A種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただきます。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 400,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役3名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、各候補者とも当行取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当行における地位		
1	ふる古	むら村	し至	ろう朗	再任		取締役頭取（代表取締役）
2	ふ布	せ施	けい圭	いち一郎	再任		常務取締役
3	やま山	した下	とも知	なり成	再任		常務取締役
4	くら倉	とみ富	すみ純	お男	再任	社外役員 独立役員	社外取締役
5	あら荒	き木	えい英	じ二	新任		顧問
6	くさ草	ば場	ゆう勇	じ次	新任		取締役常勤監査等委員
7	おか岡	の野	みゆき	き	新任		執行役員総合企画部長 兼デジタル企画室長
8	ます増	だ田	しょう昌	いち一	新任		執行役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1 再任	ふるむら じろう 古村 至朗 (1955年1月18日生)	1977年4月 (株)福岡銀行入行 2006年6月 同行執行役員北九州営業部長 2009年4月 同行取締役常務執行役員 (株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員 2009年6月 同社取締役執行役員 2010年4月 (株)福岡銀行取締役常務執行役員九州営業本部長 2011年4月 同行取締役専務執行役員 2012年4月 同行取締役副頭取 2014年4月 当行顧問 2014年6月 当行専務取締役北九州本部長 2015年6月 当行取締役頭取 (現任) [監査部担当]	1,200株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>2014年当行入行以降、顧問、専務取締役を経て2015年6月から取締役頭取を務め、適切なリーダーシップの発揮により経営を牽引し、その職責を十分に果たしております。銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できると考え、引き続き取締役候補者となりました。</p>	
2 再任	ふせ けいちろう 布施 圭一郎 (1960年7月5日生)	1983年4月 (株)福岡銀行入行 2009年4月 同行事務管理部長 2012年4月 同行市場営業部長 2013年4月 同行執行役員営業推進部長 2015年4月 同行執行役員[監査部担当] (株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員監査部長 2016年4月 当行顧問 2016年6月 当行常務取締役 (現任) [総合企画部・市場営業部・事務部・顧客相談室担当]	500株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>顧問として2016年当行に入行し、同年6月から常務取締役として経営企画部門・市場営業部門・事務部門を担当し、その職責を適切に果たしております。銀行業務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できると考え、引き続き取締役候補者となりました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
3 再任	やました ともなり 山下 知成 (1958年10月2日生)	1983年 4月 当行入行 2005年 6月 当行久留米支店長 2008年 6月 当行雑餉隈支店長 2011年10月 当行西新支店長 2014年 4月 当行小倉支店長 2014年 7月 当行理事小倉支店長 2016年 4月 当行理事本店営業部長 2017年 6月 当行取締役本店営業部長 2019年 6月 当行取締役 2020年 4月 当行常務取締役(現任) [営業統括部・ビジネスサポート部担当]	500株
		【取締役候補者とした理由】 主要店舗の支店長、本店営業部長を経て2017年6月に取締役に就任し、2020年4月からは常務取締役として営業部門を担当し、その職責を適切に果たしております。これまでの豊富な経営経験・知見を活かし、今後も当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、引き続き取締役候補者となりました。	
4 再任 社外役員 独立役員	くらとみ すみお 倉富 純男 (1953年8月13日生)	1978年 4月 西日本鉄道(株)入社 2008年 6月 同社取締役執行役員都市開発事業本部長 2011年 6月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長 2013年 6月 同社代表取締役社長 2014年 6月 当行社外取締役(現任) 2015年 6月 (株)TVQ九州放送社外取締役(現任) 2016年 6月 西日本鉄道(株)代表取締役社長執行役員 2016年 6月 (株)九電工社外取締役(現任) 2020年 3月 鳥越製粉(株)社外取締役(現任) 2021年 4月 西日本鉄道(株)代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 西日本鉄道(株)代表取締役会長	100株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 倉富純男氏は、長年西日本鉄道株式会社の代表取締役を務められ、企業経営者としての豊富な経験と高い知見・能力を有しており、2014年6月から社外取締役として、当行の経営を適切に監督いただいております。当行はその経験・能力を高く評価しており、今後も当行経営に対する全般的な監督と経営者目線での高い見地からのアドバイスを行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5 新任	あらき えいじ 荒木 英二 (1958年9月12日生)	1981年4月 (株)福岡銀行入行	0株
		2011年4月 同行執行役員本店営業部長	
2013年4月 同行取締役常務執行役員 (株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員			
2017年4月 (株)福岡銀行取締役専務執行役員			
2017年6月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ取締役執行役員			
2019年4月 (株)十八銀行(現(株)十八親和銀行)取締役副頭取			
2021年4月 当行顧問(現任)			
【取締役候補者とした理由】 ふくおかフィナンシャルグループ傘下の福岡銀行、十八親和銀行において取締役を歴任し、銀行業務全般に亘る幅広い知見及び銀行経営に関する豊富な経験を有しております。2021年4月から当行顧問に就任しており、その豊富な経営経験・知見を活かし、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できると考え、取締役候補者となりました。			
6 新任	くさば ゆうじ 草場 勇次 (1958年10月15日生)	1981年4月 当行入行	700株
		2004年6月 当行雑餉隈支店長	
2006年4月 当行博多支店長			
2010年4月 当行融資統括部長			
2013年7月 当行理事融資統括部長			
2014年4月 当行理事営業統括部長			
2015年6月 当行取締役営業統括部長			
2017年6月 当行取締役融資統括部長			
2019年6月 当行取締役監査等委員(現任)			
【取締役候補者とした理由】 主要店舗の支店長、融資統括部長を経て2015年6月から取締役営業統括部長、同融資統括部長を歴任し、2019年6月からは取締役監査等委員としてその職責を適切に果たしております。これまでの豊富な経営経験・知見を活かし、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できると考え、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
7 新任	おかの 岡野 みゆき (1961年5月22日生)	1984年4月 日本銀行入行 2009年7月 同行那覇支店次長 2011年5月 同行金融機構局企画役 2011年11月 同行金融機構局考査役 2017年4月 当行参与 2019年6月 当行執行役員総合企画部長 2020年4月 当行執行役員総合企画部長兼デジタル企画室長(現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 日本銀行において金融機関監督業務を長年経験し、銀行業務全般に亘る豊富な知識・経験を有しております。2017年当行入行後、参与を経て2019年6月から執行役員総合企画部長として、その職務・職責を適切に果たしております。銀行業務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、取締役候補者となりました。			
8 新任	ますだ しょういち 増田 昌一 (1963年1月8日生)	1985年4月 (株)福岡銀行入行 2011年4月 同行折尾支店長 2013年4月 同行箱崎支店長 2015年4月 同行本店営業部総合営業第一部長 2016年4月 同行天神町支店長 2018年4月 (株)熊本銀行執行役員 2019年4月 同行取締役常務執行役員 2020年4月 当行執行役員(現任) [ビジネスサポート部担当]	0株
【取締役候補者とした理由】 ふくおかフィナンシャルグループ傘下の福岡銀行及び熊本銀行において、主要店舗の支店長、取締役を歴任し、銀行業務全般に亘る幅広い知見及び豊富な経験を有しております。2020年4月当行に入行し、執行役員としてその職責を適切に果たしております。これまでの豊富な経験・知見を活かし、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 取締役候補者 倉富 純男氏が代表取締役会長である西日本鉄道株式会社と当行との間には、通常の銀行取引があります。
その他の取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 倉富 純男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 倉富 純男氏は現任の社外取締役であり、同氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって7年となります。

4. 当行は、倉富 純男氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は、倉富 純男氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、保険料は全額会社負担としております。
各候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となり、任期途中で同内容で更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	はやし だ す ま 林 田 ス マ (本名 平 田 ス マ)	再任 社外役員 独立役員 社外取締役監査等委員
2	ゆき まさ はる み 行 正 晴 實	再任 社外役員 独立役員 社外取締役監査等委員
3	え ざと ひで き 江 里 秀 樹	新任 執行役員人事総務部長
4	やま した あき ふみ 山 下 秋 史	新任 社外役員 独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	はやしだ すま 林田 スマ (本名 平田 スマ) (1947年12月16日生)	1968年 4月 RKB毎日放送(株)入社 1971年12月 同社退職 1980年10月 フリーアナウンサー (現任) 1996年 4月 財団法人大野城市都市施設管理公社女性センター所長 2009年 4月 公益財団法人大野城まどかぴあ館長 (現任) 2015年 6月 当行社外取締役 2019年 6月 当行社外取締役監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人 大野城まどかぴあ館長	0株
再任 社外役員 独立役員	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>林田スマ氏は、長年アナウンサーとして活躍されている傍ら、大野城まどかぴあ館長として地域貢献活動や男女共同参画社会の促進に向けた活動にも熱心に取り組まれ、幅広い人脈と社会情勢に対する深い知見を有しており、2015年6月から社外取締役として、2019年6月からは監査等委員である社外取締役として当行の経営を適切に監督いただいております。当行はその経験・能力を高く評価しており、今後も世間一般の銀行に対する期待や目線、女性活躍推進に向けた提言等を含めた監督とアドバイス等を行っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
2	ゆきまさ はるみ 行正 晴實 (1948年2月21日生)	1981年10月 監査法人太田哲三事務所九州事務所 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1985年3月 公認会計士登録 1998年7月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任 監査法人) 代表社員 2004年6月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任 監査法人) 福岡事務所長 2008年9月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本 有限責任監査法人) 常務理事 2010年9月 行正晴實公認会計士事務所長(現任) 2010年9月 (株)GTM総研取締役専務執行役員 2012年7月 同社取締役副社長 2013年3月 福岡県監査委員 2015年6月 (株)福岡キャピタルパートナーズ取締役 (現任) 2016年6月 福岡県信用保証協会監事(現任) 2016年12月 (株)GTM総研顧問 2017年6月 当行社外監査役 2019年6月 当行社外取締役監査等委員(現任)	0株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 行正晴實氏は、新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)常務理事、株式会社GTM総研取締役等を歴任され、公認会計士としての専門的な知識と経営者としての経験も併せて有しており、2017年6月から社外監査役として、2019年6月からは監査等委員である社外取締役として当行の経営を適切に監督いただいております。当行はその経験・能力を高く評価しており、今後も公認会計士としての高い専門性と知見を活かした監督とアドバイス等を行っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。	
3	えざと ひでき 江里 秀樹 (1961年9月20日生)	1984年4月 当行入行 2015年4月 当行雑餉隈支店長 2017年6月 当行事務部長 2018年7月 当行理事事務部長 2019年6月 当行執行役員人事総務部長(現任)	1,300株
		【取締役候補者とした理由】 主要店舗の支店長、事務部長を歴任し、2019年6月から執行役員人事総務部長として、その職務・職責を適切に果たしております。銀行業務におけるこれまでの豊富な経験・知見を活かし、業務執行に関する適切な牽制・監督機能を発揮できると考え、監査等委員である取締役候補者としてしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
4	やました あきふみ 山下 秋史 (1960年10月7日生)	1984年 4月 西部瓦斯(株) (現 西部ガスホールディングス(株)) 入社 2015年 4月 同社理事電力事業企画部販売企画室長 2016年 4月 同社理事総合企画室経営企画室部長 2017年 4月 同社理事総合企画室経営企画室長 2018年 4月 同社執行役員経営企画部長 2020年 4月 同社常務執行役員関連事業部長 2021年 4月 西部ガスホールディングス(株)常務執行役員 (現任) (2021年6月同社取締役就任予定)	0株
新任 社外役員 独立役員	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>山下秋史氏は、西部ガスホールディングス株式会社の常務執行役員を務められ、経営戦略・財務戦略面を中心に高い知見・能力を有しております。当行はその経験・能力を高く評価しており、経営戦略及び財務戦略等を中心とする経営企画・管理面に対する監督とアドバイスを行っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>		

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林田 スマ氏、行正 晴實氏及び山下 秋史氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- (1) 林田 スマ氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、同氏が社外取締役に就任してからの在任年数は、本定時株主総会の終結の時をもって6年、そのうち監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
 - (2) 行正 晴實氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 当行は、林田 スマ氏及び行正 晴實氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、山下 秋史氏につきましては、本議案が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

5. 当行は、林田 スマ氏及び行正 晴實氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、山下 秋史氏につきましては、本議案が承認された場合、福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
6. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、保険料は全額会社負担としております。
各候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となり、任期途中で同内容で更新する予定であります。

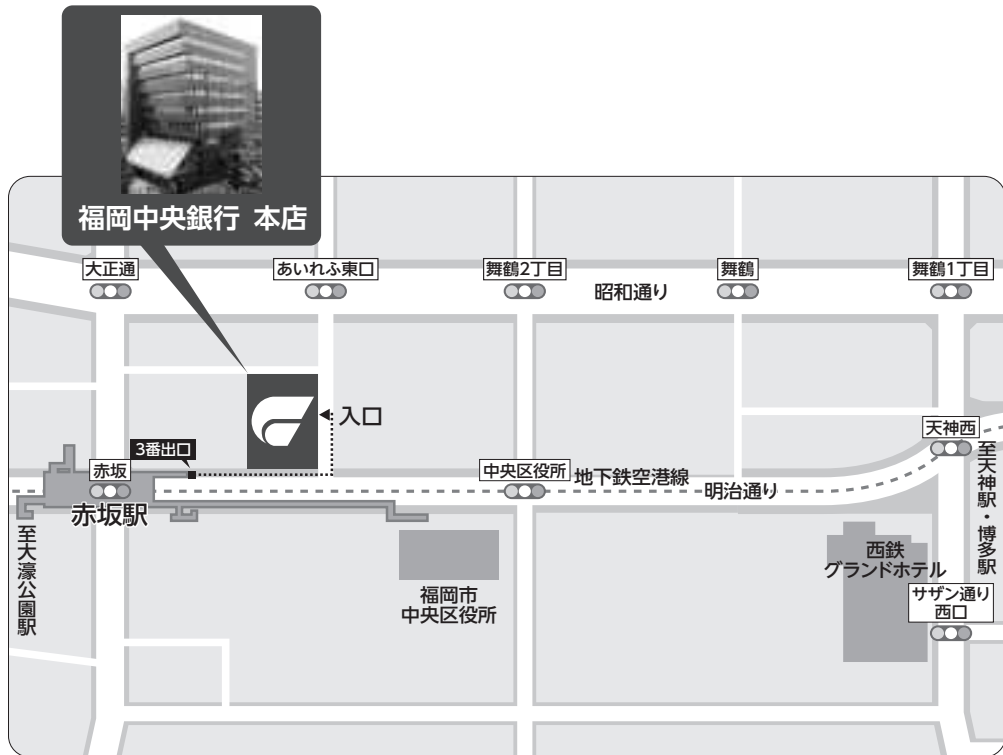
以 上

株主総会会場のご案内

福岡市中央区大名二丁目12番1号

株式会社福岡中央銀行本店 7階会議室

代表電話 (092) 751-4431



交通機関：地下鉄空港線「赤坂駅」3番出口（徒歩1分）